イングランド初期王政 : ノルマン及び初期プランタジネット朝

藤原、浩

https://doi.org/10.15017/2335162

出版情報: 史淵. 56, pp.143-159, 1953-03-15. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

マン及び初期プランタ

ジネッ

、ト朝

原

浩

藤

强大であり、 また治安を効果的に維持して商業的發展を促進した限りに於て、このことはイングランドの後の先進國としての發展 般に認められている如くイングランドの王權は、 1 ングランドの封建制度は屢々集權的封建制度と呼ばれる。そして王權が强大で封建制度の分權 ノルマン・コ ンクェスト以後、 同時代の大陸諸國に比べて甚だしく 性を 制 限

に重大な影響を持たずにはいなかつたであらう。我國に於てもイングランド初期玉政の問題は旣に矢口氏が主としてG・ アダムズ及びF・W・メイトランドに即して取上げられ、
#1 その論攷は屢々参照を命ぜられており、また最近では堀米

В

氏が全ヨーロッパの比較的見地から主としてH・ミッタイス及び宀・プティデュターイィに依つて論じられたのである 附加えるべきことは未だ殘つて居り、 更にミッタイス及びアダムズの所論にも奏義があるので、

この後者のグループに屬するフランスと少しく比較を試みながら初期イング

ドイツ・イタリアと

ランド王權の强大について若干の考察を加えたい

對蹠的な發展を遂げたイギリス・フランス、 tes

註 1 矢口孝灰郎「イギリス政治經濟史」東京、 ギリス封建社會經濟史」東京、昭和廿四年。 昭和十三年。

2

堀米庸三

「封建王政の發達と國家權力の成立」

史學雜誌、六

1

ングランド初期王政

一ノ十一。

Cf. H. Mitteis,

Der Staat des hohen Mittelalters, 3. ed.

Weimar 1948, p. 501.

四三

に至 封 係の世界に移 强度を測 されず、 その大諸侯は の結果を引 種制度は裁判權の細分化を伴うものではあつたが、 1 2對的 高の裁判官であつて人民に公正を與えるべきものであることは一般に認められた所であつたが、 な面 定 王 權 出すことは、 ン しておく必要があろう。 ゆるのである。 tta で か ド初期 ドイッ 把えたので 間接的受封者にまで及んだからにほかならないのであるが、 に比較すればたかだか Landesherrschaft を有するに過ぎなかつたのであり、 或 の强大乃至その集權的封建制度と稱せられる所以は、 さある。まる。 いは ところでイングラ この原理が存續乃至復活することは、 そしてこの場合、 ンドに比較すれば群雄割據としか見られない この傾向を抑止する一 ミッタイスの説 その後 の如く裁判權こそ公權の最良の測度器となる。 要素として王權が存在した。 行論の必要上まずその具體的な狀態、 に残る問 國内諸侯が領邦的所領を形成することを許 題であり、 初期カペ 問 我 1 題 この原理から實際上 諸 は行動 々はそのように問題 王の 元來王が本質的 フ D ラ 世界、 ンス 王權の さて 力關

王法廷 れる と王領 あるが、 狀態を利用して王權の上昇をはかり、 その後 と直接的 大諸侯領の集團 士 地域を擴 一世紀末 **地內部 レルイ六** の これは我 接觸を有 召喚 げ統 に至 世 に於ける有力封建領主の勢力擴張を齎し、 は叙 に過ぎなかつた上、アンリー世の失政は、大諸侯領がそれぞれ中央集權に努めている時代に、 々の取扱う時代からはずれるので、 してい るまでフラン 國家 任 111 た地 への途にフランスを置い 鬪爭克服後、 方で ス王の裁判權は、 説の成立が見られる。 あり、 王領 即ちジョ フ ィ 地 內部 ij ッ ンとの戰いによつて王領地の異常な擴大、 75 ヮ゚ その有する極めて狭小な王領に限られ、 に於ける王權の恢復に努力し、 は更 直ちにイングランドの裁判權の觀察に進まねばならない。 しかも獲得したアンジュー 更 に王領地 フイリップー K ታ ン に於ける下位受封者との接觸に努め、 ル 世は直接的 ィ 治世に至 つい 一封臣からの臣從禮すら要求しなかつた。 つて畫期的 ・ノルマ でフ それ ンデ フラン ィ な王權 ij と共に ィ ッ スは 1 プ O 領は公權が下位受封 王の裁判權 王領地 伸 オ また封 張 ı が ギ 王領地 あ を圍む獨 つたわけで 建法廷より ス ۲ Ö ・は政治 適用さ の縮 立的

ンクェスト以後 royal pleas の著しい増加が目立つが、これが領主的法廷の犠牲に於て行われたものか、 また更に通説の主張

或いはまた民衆的法廷、即ち州乃至ハンドレッドのそれに於て行われたものであるかは問題であり、 Assize of Northampton へ躍進的な發展を遂げたことも疑問があるのである。第一の問題は後に取扱うことにして、ここ するクヌート治世の僅か五つの royal pleas から Leges Henrici の第十章に擧げられたものを經て、Assize of Clarendon

では第二のもののみを取上げると、通説に對する疑問はJ・ゲーベルによつて提出されたのであり、

彼は Leges Henrici

得させるものを持つて居り、ミッタイスも同情的態度を示すのであるが、條文中の 第十章の royal pleas と從來考えられて來たものが實際そうであるか否かを疑い、むしろとれらは王領地 をもこの様に解釋すべきものであるならば、王權は必ずしも强力とは言えないであろうし、州法廷を通じて下位受封者の土 uel breue date ; placitum breuium uel preceptorum eius contemptorum ; injustum iudicium ; defectus iusticie n も裁判権より裁判所から生する收入の財政的權利の直接的把握に過ぎないことを主張した。そして論證は一應納ます。 infraccio pacis regie per manum のみ ĸ 適 用さ

地所有權裁判にさえ干渉していた王權に相ふさわしくもない。T・F・T・プラックネットも誤判の裁判は凡て再び王の地所有權裁判にさえ干渉していた王権に相ふさわしくもない。T・F・T・プラックネットも誤判の裁判は凡て再び王の 法廷で再審理すると解釋している様に、ここには一概に結論を出すことは困難である。終極的な結論は、 piacita coronae の精細な研究を俟つて始めて可能なのであり、 ととでは、 たとえ通説の主張する如き著しい もし史料が許す

A. ...

原則(Leges Henrici, 24, 8; 24, 4)、不公正な裁判に對する王の處罰權(10, 1; 22, 1; 88, 1a)、領主法廷が認可された權限 royal pleas の増加はなかつたにしても、可成りの發展があつたというに止めるべきであろう。いずれにしてもこの Leges を逸脫した場合の王の現實的な監督・干涉權(21.1f.)が見られ、このような原理はノルマンディーに於てさえ十二世紀 全體を通じて領主裁判權は王の認可したものに過ぎないという原理が現れて居り、 領主法廷に對する王の監督の

半ばまでは生じ得なかつたのである。

ングランド初

四五

それが 前から存在 制度の不可分に結び合う三制度の確立を通して達成されたものであつたことは衆知の所である。 對 またその改革が封建制度を攻撃するため或いは財政收入の增大を得るためであつたかについて異論があるにせよ、 でヘンリー二世 建制 度に對する有効な武器であつたことは明白であつた。 彼はそれを發展かつ一般化させたに過ぎないにせよ、 の時代に至り、 王の裁判權は著しく擴張されたのであるが、それが巡廻裁判制度、 就中陪蕃制度は王のみ 彼の改革は法制史上決定的な意味を持つも の制度として存在 され 5 35 ヘン 合狀 ŋ 制 これが適 度 のであつ 一二世以 陪審

に集大成されて居り、これによりシェリフは刑事裁判に闘する限り王直屬の判事に絕對的に服屬せしめられ、
#10 リー二世の刑事裁判に闘する改革は一一六六年の Assize of Clarendon 及び一一 七六年の Assize of Nortlampton

用され

る訴訟は王が直接に或いは王直屬の判事が裁決するのであり、

かかる訴訟をすべて royal

plea

と

王の裁判權

の擴大に

力があつたのであ

る。

革の 特權的 という原則が とによつて平和を維持すると共 世の後を承けて、 上 つて陪 れたのであ 一に驚かい 裁判 出所をどの法令によるものかを示しているのであるから、 刑 を陪審 せるものは土地に闘する裁判への王權の干渉である。 事裁判權は殆ど認められないことになる。 制 るとしてい 度に 認められるに至つたという。ただとの點通説はこの原則がヘンリー二世のある失われた立法によつて實施されるに至つたという。ただとの點通説はこの原則がヘンリー二世のある失われた立法によつて實施さ 制 よる裁判に頼るのを許し、決鬪裁判 正當な權利なくして土地を占有している者が多數な時代に、 による王の裁判に吸收し、 るが、 グ ĸ ランヴィルは明らかに 封臣の裁判權に對する攻撃を意圖したものであろう。 また自由なる土地に闘する訴訟は凡て王の令狀なくして開始されることなし しかもこの法令は王から writ de odio et atia を阻止するものでもあつた。 「王國の慣習に從い」と言つており、 ヘンリー二世の積極的な干渉は、 彼が慣習と言うからにはたしかにへ スタトゥス・タウォーを承認・保護すると しかし他國との對比 從つて彼の施策 しか 恐らくステ も彼は書中 を購入することによ に於て我 はまず土地 1 ン 々をそれ以 かつ私人の リーの改 ンの亂 占有

ン

IJ

一世時代からの

實施されたことも認めねばならない。 reddatであり、然らざれば王の法廷に出頭すべきことを命ずるもので、 對する特許狀の亂發があつて敎會裁判が確立されたのであつた。 慣習であろうとプラックネットは考える。しかしいずれにせよ公正な領主裁判を命ずる所謂。
#13 刑事犯の王法廷による審理が規定されたのである。後者の規定が後にベケットの死の抗議によつて撤回され、 は、教會裁判權を安泰の域に置くものではなく、 より部分的なそれを認められ、 權について一言するならば、元來獨自の敎會裁判權と見るべきものを持たなかつた征服以前の敎會が、 て必要であつたにしても、 clergy として残つたことは衆知の所であるが、他方また法王の非難した條項の若干が、それにも拘らず依然 writ praecipe が以前から使用されていた證據はない。この令狀は Leges Henrici が始めて法廷開設權を特權として固定し、スティーヴンの治世に敎會に 一一六四年 Constitution of Clarendon によつて しかしヘンリー二世の集權の意圖、 正に領主裁判權の否定であつた。 writ of right が慣習とし writ praecipe 更に utrum ウ ィ 聖職者 最後に教會裁判 リアム 及び聖職者 世 Ø 一世に まで 非 行

それは たのであつたが、 る地位を與えるものではなかつた。 私有化が最も目立ち、それはエドワード一世の初年までには一般に領主の法廷として存在するに至つたのである。しかし 私人の獨立的地位を許さなかつたのである。土地に關する訴訟についてミッタイスは、リーバーマンに從つて、Henry 地域的 この期間に領主裁判權の擴大が如何であつたかを簡單に觀察する必要があろう。ここではヘンドレッド法廷の に狹くしかもその法廷の權限內に重要な事件は置かれていず、 これも端的に財政的特權と考えるべきであり、またハンドレッド法廷に對するシェリフの强力な監督權 更にハンドレツド法廷で行われるシェ リフの それを所有する領主に、王權に對して獨立す visus franci plegii も私人に與えられ

I:'Ut comitatus ot hundreda sedeant' 3,2 に於て異れる封主を持つ封臣間の訴訟は州法廷で審理されたものが、

ではどちらか一人の封主の法廷に於て審理されることになつたとし、

領主裁判權の進出であると考える。

Leges

兩法令間の時間のずれの短かさを考える時、また土地訴訟に關する令狀使用の慣習を思い合わせる時、右の樣に簡單に考 イギリスの學者はこの問題を未だ取上げていないようであるが、右の條文について見ると、前者は土地に對する權利(或 いは土地の境界)或いは不法な保有に闘する訴訟と明記するのに對して、後者は訴訟一般について語つているのであり、

え得るか否かは疑問としなければならない。

- English Feudalism, Ec.H.R.vol. 9, 1939, pp. 130—1. English Feudalism, Ec.H.R.vol. 9, 1939, pp. 130—1.
- № Cf. T. F. T. Plucknett, Legislation of Edward I, Oxford 1949, p. 30; M. Bloch, Société féodale. Les classes et le gonvernement des hommes, Paris 1940, p. 139.
- 一「西洋經濟史」東京、昭和廿七年、七二夏以下と對照。 3 Cf. H. Mitteis, op. cit., pp. 148─9. 用語については堀江英

11

て行く面も考えねばならない。

- * Ch. Pest-Dutaillis, La monarchie féodale en France et en Angleterre, X°_XIII° siècle, Paris 1953, pp. 36, 90; H. Mitteis, op. cit., pp. 235—6; H. Mitteis, op. cit., pp. 241, 328—34, 338, 341, 338.
- us J. Goebel. Felong and Misdemeanor, vol. I, NewYork 1937, pp. 339—409.

 6 HJ. Ut comitatus et hundreda sedeant 3,2,F. Liebermann
- Gesetze der Angelsachsen, I (Leipzig 1935), 524. T.F.T. Plucknett, op. cit.; pp. 24—5.

13

- ∞ J. Goebel, op cit., p. 281
- che Cf. Pollock and Maitland, The History of English Law before Edward I, 2. ed., I. (Cambridge 1898) 136.

- 同一の取扱いをすることは出來ない。 問裁判の權利、即ち鬪爭權が論理的に高級裁判破歷止とは問裁判の權利、即ち鬪爭權が論理的に高級裁判權の表徵であいた(H. Mitteis, op. cit., p. 390)にしても、王權の擴大の可裁判の權利、即ち鬪爭權が論理的に高級裁判權の表徵であい。私職及び決略審制度に賴る場合は令狀を購入したのであり、私職及び決略審制度に賴る場合は令狀を購入したのであり、私職及び決略審制度に賴る場合は令狀を購入したのであり、私職及び決略審制度に賴る場合は令狀を購入したのであり、私職及び決略審制度に賴る場合は令狀を購入したのであり、私職及び決略を
- の novel disseisin, 七六年の mort d'ancestor, ヘンリー 二世治世の一時の darrein presentment Cf. Pollock and

12

- Maitland, op. cit., I, 145—7, 246—50.
 Glanville, Tractatus XII, 25. そして更に二七九年のGrand Assize が加わる。なお令紙については M. M. Bigelow, History of Procedure in England, London 1880,
- T.F. T. Plucknett, op. cit. pp. 27—8.

13 William I: Episcopales leges, Liebermann, I, 485;

Leges Henrici II. *ibid.*, 556; J. Gosbel, *op. cit.*, p. 315 H. Mitteis, op. cit., pp. 250—1, 349—50.

Select Charters; Oxford 1905, pp. 187-40); F.W. Maitland, 'Henry II and the criminous clerks,' Collected Papers, II, 287; M. Cheyney, 'Compromise of Avranches 1172 and

189-90, 196-7

Materials for the history of Thomas Bechet (ed. J.C. Robertson, Rolls Series), iii, 546.

\(\sigma\) Cf. F. W. Maitland, The Constitutional History of England Oxford 1920, p. 45; H. M. Cam, 'Manerium cum Hundredo,' E. H. R. xIvii (1932); J. Goebel, op. cit.

2 H. Mitteis, op. cit., p. 257.

_

Spread of Canon Law in England, E. H. R. Ivi (1941),

基本的な支柱であつたことは異論がないであろう。 即ち fyrd 制とに基本的に依存し、更に騎士采地の分割性による諸侯軍事力結集の困難にもとづく決定的な軍事的優越を それを参照して頂き、ここでは直ちにその検討に入りたい。アダムズはこれを根本的に王權對封建諸侯の力關係の問題と 範疇にとらわれることなく定式化したのはG・B・アダムズであるが、その内容については旣に矢口氏の紹介があるので 擴大がその財政の强化と結びついていた以上、廣大な王領地を所有し多額の王領地收入を得たことがイングランド王權 根本に置くのである。强力な公權を示すノルマンディー公領がロベール二世以來財政の改善を示し、またフランス王權 して把えて居り、その限りに於て彼の理解は極めて正當であるように思われる。即ち財政上の壓倒的優勢と一般的徵兵制 ればならない。就中アダムズの主張する如く fyrd 制度の價値がそれ程高く評價されて然るべきものとは思われないので さて次にイギリスの王權が何故とのように强力であり得たかを考えなければならない。これを大膽に、 しかし純粹に軍事的な優越を王が有していたか否かは疑問とされなけ しかも制度史の Ø (D

ある。たしかに fyrd は一〇七五年、八八年、一一三八年、七三一七四年の内圏に於て活躍したのであるが、それは軍事

ングランド初期王政

玉

V

立を有して、 す 技術的に騎兵を欠い れにせよ結果論 强大な王權を維持し得たことは認めなければならない。 的 に王 た場合には無力となるものであつた。 權が諸侯のいかなる連合に對しても軍事的優越を見せ、 從つて騎兵、 即ち騎士の忠誠の確保が問題だつ また諸侯に依存する必要のない たのである。 財政的獨

ない限り、 制の 細分化 ある。 十分な成功を示したとはいえない 諸侯化の 建的行政組織 的な大諸 的な接觸 ス 問題であつた。 されるのは された封 の アダム 他の 維 持である。 に對する闘い 可 侯領の僅少、 部 建 Ď. に努め、 ズは第二の要因として、 能性の防止であつた。 集權性の基 分に比較し ノルマ 制 度が、 の維持でなければならなかつた。 所領の分散が封建 し そしてこの場合最も重要なことは、 その完全な陪臣化の阻止に成功し、 かしこのことはノルマンディ ン に デ 元來大諸侯國の獨 一礎は、 非封建的な行政組織の存在、 て、 .好都合だつた時代になされたに過ぎない。 _ イ 1 それは高度の集權性を有してい に限らなかつたのであり、 かかる分散した所領を核としてなされる大諸侯の領 社會の通則であり、 のであるが、 それはノルマ ノルマ 立的 ンディーに於て理解されていた封建制度を擧げている。 地位を許さないものであつたというのである。 即ちノルマ ì ンディーに イングランドに於てはほぼ一貫してこれが追及され、 · の封 1 最高裁判權を公が手離さないノルマ ヴィ 集權的傾向を明かに示すのである。 ン 建制度の特殊性を否定するものでは ィ グランドに於ける所領の分散も王權 ングラン た。 於てはやや困難な問題であり、 = ンディーに於ける ント 既に十世紀からノルマ · 乃 至 集權的な封 ド征服が經濟的・精神的 シ エ IJ 建制 フの官僚 vicomté 域形成を阻止すること、 度が出現し得るか否か 你的性格 ンデ 制 ンディーの ない。 そして獨立國に發展し得る接續 ィ しかし 狀態の變化が イングランドに於ける ンリ 强大 i の維持、 公は間接的受封者との直接 の ー二世の時 少くとも同 封建 即ちイングランド 獨自 封 王權 世 建 制 襲化 制度が 2全西歐 の基礎と認 は現實の力關係の 度 即ち有効な非 の右腕としての が 即ち獨 時 集 に至 代の 現れるの 權 に始まり 的 一るまで 立的大 此められ フラン に移植 17 shire 理 で 解

役割を果したのであつた。

しかし一般にノルマ

ン朝諸王はシェ

リフ

の强力に惱まされたとする評價もあり、

王權の努力は

權の つた。 も短い任期で頻繁に交替しながらシェリフ職をうめたのである。この配慮こそ獨立的な諸侯領の出現を阻止したものであ 3 それは明白に終身的官職であつた。ヘンリー二世の强力な集權的意圖はかかる事態を容認するものでなく、 領主が世襲的乃至終身的シェリフとなる傾向を許し、 が専らこの職にあり、 有さずそ 大によるシェ 必しも成功しなかつたのである。 ンエリ 脅威であつた。 フ審問により殆ど凡ての現任者を発職し、代えるに官僚・下層地方貴族を以てし、 の地位を王に リフの裁判權の縮少、更に これに對する對策は のみ負う二名の しかも世襲的でなかつたのである。スティーヴンの治世はこの努力を無にしたもので、 即ち征服王治世には通常各州の太領主がシェリフに任命され、 シェリフが シェリフ職の大領主による獨占の廢止であつた。ウィリアム二世時代既に土地を curia regis の分割に對應する 現れ、ヘンリー一世治世にはこの傾向が著しく、騎士階級・下層地 ヘンリー二世の時代に若干の州は地方大領主の手中にあり、 シェリフの職能の分割、 以後との様な性格の者が、 即ち その若干は世襲化 royal 一一七〇年の pleas 内亂は有力 しか 力貴族 の増 か

して王

のであり、 俗諸侯に適用 代の慣習とウィリアムより與えられた慣習を確認され、それ以外は公の權利として留保されたのであるが、 權の大諸侯よりの回收、 獨占するものでなく、 この誤りに陷ろうとしている。ゲーベルの主張する如くそれも矢張り神の平和から出發したのであり、tts ル . V され得るものではなく、 世紀末に於てさえ公の特殊な司法權が大いに發展していたということは疑うべき理由があり、 l Ö スキンズが、 封建制度に於ては公が最高裁判權を手離さなかつたという點は問題であり、 ウィリアム一世冷世の始めに入つて來た神の平和運動の賢明な利用によつて少くともある高級裁判 公の平和の成立が見られたのであつた。 ノルマ ンデ 世俗諸侯の高級裁判權行使は公の平和の擴張をまつて始めて公の規制下に入り得る ィーに於ては公共の秩序は神の休戰から出發したものでないと語つた時、 一○八○年リルボンの宗教會議に於て司教は これは 高級裁判權は公の むしろ否定さるべ 勿論これは世 また事實へ l 彼は . ル 븕

1

ド初期王政

<u>Б</u>.

從つて裁判權に關する限 二世時代に於てさえまれには殺人・公道の犯罪 b 我々は ノルマ ンディ 1 • 貨幣違犯その他重要な裁判權を封建貴族が行使してい の封建制度の特殊性から、 イングランド王權の强力を引き出して る の で あ

來ることは困難でありまた醪りを犯すことになろう。

事實が 習により、 權 見えしめ、 感 六年のソー れがフランク國家に由來してノルマンが受繼いだものか否かは疑問である。 えた物質 由 て、 ることは謬りである。 至精神的な基礎である。まず彼のいう王の宗教的權威とは、 情に は教 であり、 强力な ノルマ に於て王 見られない以上、 いずれにせよかか 會の支持でその精神的性格を維持し得たのであり、 的 ズが第三に擧げるものは王の宗教的權威と、 ル 從つてそれを抑えたという意味である。 また初期 道德的 位受封 に ズベリの誓約と一一七五年のファレイズ條約にほかならないが、 種 ンディー公さえ許されなかつた塗油を受けたのである。この様に塗油をイギリス王權 の神 者が直接受封者に忠順の宣誓をする場合、 カペー むしろフランス王權こそ宗教的權威を、 大陸に於ては既にこの傳統は絕え、 る主張をなすアダムズ自身との忠順留保の効果について甚だ懐疑的で、 權を認めしめることとなり、 諸王が誇り得た王としての尊嚴は、 王に對する直 しかしフランス王も同様であり、 王に對 陪臣の王に對する直接的な忠順の宣誓と義務、 これこそカペ ア する叛亂を少くともある程度まで、 即位式に當つて王が塗油を受け聖化され、 その殆ど全部を、 王に對する忠順を留保することを指すのであるが 一接の忠誠とは、 或いは教會の支持を基礎にしてい ングロ • ታ ー家が大諸侯の間にあつて生き殘り得 クソ アダム 初期フランク國家に ン時代の傳統から來たものと考えねばなら ノルマンディーにとのような忠順の留保の フラン ズが具體的に意識 カペ ス教會及びそれが王權神授說に ー諸王は王としての **瀆聖の性格を持つものと** 諸侯叛亂に際して陪臣の たので 由來する 即ち王權の道德的乃 しているのは一〇八 あ とのととが當時 の獨自の基礎とす る。 ノルマ た一つ フ 資 ラ 格 まずと ンの て ス 於 慣 與 王

大多數が直接の封主に從わなかつた例の皆無であつたことを自ら承認するのである。

なノルマソディー以上に、たとえ王權と公權の相異はあるにせよ、中央集權の事實を示したことは、單に物理的な解釋以 ンバランドからドーヴァー海峽に至る土地の統一はフランドルからピレネーに至る土地のそれより容易であつた、即ちイ ングランドが當時の生産力段階に於て、より適合したユニットをなしていたにしても、イングランドが地域的により狹小 イデュターイィの言うように、ノルマン朝イングランドが近代フランスの面積の四分の一を出でること多くなく、ノーサ このようにァダムズの主張する初期イングランド王政の强力の基礎は甚だ不十分であると言わねばならない。更にプテ

上のものを必要とするように思われる。

- 程1 G.B. Adams, Constitutional History of Eingland. London 1920, pp. 54—7; 矢口孝次郎「イギリス政治經濟史」 一一九一二〇頁。
- cs Cf. C. Oman, A History of the Art of War in the Middle Ages, 2. ed, London 1924, I, 402.
- m M. Bloch. op. cit., p. 227
- ↔ G.B. Adams, English Political History, I London 1905,21.
- Grandii Normaniia auk Parlin Ardin of T は異論のある所で世襲的であつた例としては Magni Rotuli A ノルマンディーの vicomte が世襲的なものであつたか否から Ch. Petit-Dutaillis, op. cit., P. 76.

- ハスキンズは世襲的になつたかも知れないと言つた程度の主であり、かつ地方官吏の発職し得るものであることを暗示表であり、かつ地方官吏の発職し得るものであることを暗示機であり、かつ地方官吏の発職し得るものであることを暗示機の表にあれば、Mass, 1918. p. 46 and note 2v8.)
- C. H. Haskins, op. cit., p. 38.
- J. Goebel, op. cit., Chap. 5.

8

- Ibid., pp. 293—7; Ch. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 181. 但し一三五年の Ordinance 以後殺人罪の公による獨占の原理が確立される。
- 1 Ch. Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 22-4 1 Ibid., pp. 22, 100.
- Cf. ibid., p. 66; H. Mitteis, op. cit., p. 247.
- ☐ G. B. Adams, The Origin of the English Constitution.

 New Haven 1912, pp. 189—90.
- Ch. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 37.

14

 \equiv

つ た 2 われ 判權 散の上に加えられた王の州政治再組織の努力、就中シェリフの人選に拂われた注意が、 背後に隱された對立を考える時、かかる事情はむしろ領主権に有利を與えたであろう。 域的權力を形成する可能性はより多く與えられたであろうし、また事實彼等はシェリフとなつて王權の脅威であつた。裁 ヮ にその生存を可能とするためになした協力、そして彼等が既存の慣習と一時的になした妥協であるとする見解もあら **う困難な問題が先ず存在したことは明らかであり、ノルマ** 他方アングロ・サクソンの慣習との妥協はきわめて大きい意味を持つであろう。この大王國を専ら軍事力にのみ賴 グランド 僭取はヘンリー一世の しかし我々のテーマは王權對諸侯の對立であり、 に於けるノルマン朝 'Ut comitatus et hundreda sedeant' の成立 は征服によつてなされたもので、 右の見解をそのまま受取つたのでは無意味である。 ン朝の歴史の中心テーマは王と諸侯の對立ではなく、 の發布を必要としたのである。 少數の者が外國人を征服してそれを統治する 領域的權力の成立を妨げたのであ 最初の軍事占領時代に大諸侯が領 ただ彼等の封土の分 協力の

権對諸侯の對立の その後度々繰返し聲明されるが、 を尊重することを建前としたのである。 公リシャール二世の孫として、正當なる後繼者としてであり、彼は自らそれを強調し、 局面に於て、 逆に王權にとつて有利な作用を營んだと考えられるのである。 それはノルマン朝初期に於ける、 しかしまたこの必要として强いられたアングロ・サクソンの慣習の尊重こそ、 必要惡としての遵奉とは全く異つた意味を持つものと そしてエドワード懺悔王の諸法 工 ドワ 1 ř の諸 法の 王

ウィリアムがイングランドを征服したのは單なる征服者としてではなく、

つて支配することは困難で、

土着人の支持を得ることが必要であつたが、

それにはまたその慣習の尊重が必要であつた。

子無きエドワード懺悔王の母の弟ノル

ンディ

理

一解せねばならない。

ず大い 相異なる解 王による解放反びある土地所有に結合された國家的諸權利の投與より生ずるもの、更に一定の土地の所有者に對する國家 る支配より生ずるもの、 したことは れていたかを確定することが困難なのである。 ついで前記クヌートのそれに至つたのであるが、他の裁判權、 タンの治世 先づ我 に疑わなければならない。 は に 釋が見られ 一般に承認されて居り、 彼の主導の下にグレ ンクェ る。 スト 領地的、 ·以前 即ち古代的な民衆法廷の活潑な存在が、 の裁判 即ち借地人に對する地主の治安維持權より生ずるもの、 リーパーマンは私的裁判權をその起源から、 イトリーで結ばれた平和同盟であり、これを機として若干の かかる多數の自由民の自治的法廷が活動している所に於ては、 權についてその狀態を確認しておく必要があろう。 royal pleas ドゥームズデイ・ブツクに villani とされた者の中に自由農民 就中刑事裁判權が如何なる狀態にあつたかは甚だ曖昧で、 大陸に見られる如き領主裁判權によつてどの 長老的、 即ち不自由民・ 王的、 royal 即ち國家的諸義務からの 領主裁判權の發達 pleas 從者 の最 初 家族に對す が多數存 が ば 程度侵さ 成立 工 セ にはま 在

ない。 を期することが出來よう。 々の考察は領地的な私的裁判權を對象にしているのではないから、 このような考慮を拂わなくともほぼ誤り無き

ታ

ククソ

ン時代の私

的裁判權の形成に當つて、まず法令に現れ、

端緒をなしたと考えられるのは長老的、

就中

ことのないであろうような二説の對立が見られるのであつて、

我

々はここでそのような根本的な問題に立入つている暇

恐らく決して解消する

の引渡より生ずるものの四種に分類した。ところで一般に私的裁判權の起源については、

的裁判權

の長老たる地 は明らかであるが、 從者に對する監督權であつた。 その遂行の懈怠に對し責任をとるべきことを規定している。 位 それ 部 は彼 がざ の土地保有に歸し得ると考えるリーバーマ 彼の地位に結びつくものか或いはまたその土地所有にもとづくものかは 即ち七世紀の一法令 Ine, 50 は長老的地位にあるものの從者の行爲を監督すべき義務を示 かくて彼等が何らかの治安維持の權力を持つていたこと マン、性が これを承認するゲーベ ベルも、これを18 不明であり、 V ずれも推定の域 部 は 彼

ングランド初期王政

いずれにしてもこれら權力は十世紀に至つて十分配分かつ規定され、 エセルスタンは王が彼等を右腕

五六

として國家の統治に當つたことが示される。これら諸法が治安維持を義務とした限り、それは長老にとつては一つの權利 として承認されたものであつた。かくして十世紀にはいわば時効により取得する權利の擴大を想定しなければならない。 を出ないのである。

即ち 體な王權の下、 分權に比し得るほど著しいものではなかつたのである。 #10 陸に於けるそれとは全く異り、從つてイングランドに於けるかかる權利の進出・侵略は、 於ての裁判權であつたか否かを疑う必要があり、 或いは戰時にあつては正に分權への危險を內包しながらも、彼らがかかる權利を承認された時の狀況は大 制度による治安維持は分權的傾向を持たざるを得なかつたのである。しかしゲーベルによれば、 ゲーベルはそれを否定するのであるが、 ところで我々はかかる權利乃至裁判權が法廷開設權という意味に その前に我々はクヌ 海峽の彼方で進行している地方 1 それ は弱

ン王朝の 祖 | クタート即位の時公權が諸領主によつて甚だしく僣取されていたという事態から恐らく、

彼の、

令狀の

て

ついて見ておく必要があろう。

17 形式でなされた特権 これを目してクヌートによる下級裁判権の一般的承認とする。これらが實際何を具體的に意味するかは異論があるが、 #ES ある種の裁判権が王の認可・贈與によつてのみ私人の手にあることを想起させる必要があつたのである。そして彼の令狀 よつて引渡された諸權利の中、 の確認乃至授與の著しさは説明される。即ち彼がエドモンド弑逆の後を受けて登位した時、 注目さるべきものは infangtheof, sac and soc, toil and team である。 ミッ タイスは

こではそれに立入る餘裕はないので、ただこれらの承認が法廷開設權といかなる連關を持つたかについて一言するにとど

彼はこれを全く否定する傾向を示している。即ち、 ታ ックソ ン時代の領主裁判權認可が法廷開設權の認可を含んだということに著しく懷疑的なのはゲーベルで、 フランクとアングロ・サクソンの特許された不入權を比較する時、後

であつたと主張する。 利な地 判官の任命と裁判より生ずる利益を私人のものとしたが、 前 封建化乃至私有化されたものでないことを承認しながらも、領主裁判權を私人の領地内の取締をはるかに越えしめたとし、 者が法廷開設權と多く關係するものでなかつたという結論を発れることは困難であるとし、 不十分と言わねばならない。 という推定を支持する明白な證據は全くないと説き、 及び從來裁判の實施に當つていなかつた人々に公的裁判權を委ねることは困難であつたろうとする推定のみで、 歩をハ 一特權については、 の取得權と解している。 ンドレ ッドの所有は與えるが、 しかしこの場合彼の擧げる反證は、 取 扱の自明な窃盗に闘する 一所領の保有が一ハンドレッド全體の委讓を伴う仕方で行われたハンドレッド これに對しミッタイスはほぼ舊說の線に副いつつ、ハンド このような領域的單位の委譲が封建的權利と公的權利との混融を容易にした infangtheof クヌ 訴訟手續と法廷の構成は舊のままだつたのである。 ハ 1 ンド トの令狀に屢々現われる前 v ッド全體が私 を除き、他の二者、 人に與えられている例 は法廷開設權を含む裁判權 記三つの特權も單に裁判より生ず v 私的法廷の開設にきわめて有 ッドの所有は、 の か の譲興 なり廣 それが完全に は、 仏汎な存 の認可 裁

てい と **が** の自 ここに同時代の他處に見られないイングランド王權の强大に特に有利に作用した要因を認め得るのであるが、 サクソ 然變化したのであるが、 することを妨げ、 たのに對し、 出來よう。 [由農民の存在、 ン貴族のスタトウ スト後は勿論保有關係の變化、外國の身分觀念及び開廷權という封建的理念の輸入によつて、これらの內容も當 更 王の認可によつてのみ裁判権を有する原則を保ち、 ング 州及びハ ラン 少くともエドワード懺悔王時代の慣習の尊重ということは、 ス ル 7 ンド クウ ドに於ては征服によつて巨大な王領地が王の自由になり、 **ン** ゛デ ́з 1 1 v ッド法廷の活動に表徴されるイングランドの後進性乃至古代性にその起源を認めるこ 1 を認めることによつて王權の活躍する廣い範圍を確保することを許したのである。 に於ては公が强力になる以前に また尨大な裁判權を集積していなかつたアン 数世代に b たつて既得權を集積 いわば無條件に封建的裁判權を承認 これの授封に當つて、 し た諸侯領 それは多數 裁判權は王 'n グロ 充滿し

ングランド初期王

しアングロ・サクソン社會の古代性に對する評價はより大きくする必要があろう。 の認可に基づくという原則を確定・實施する有利性があり、 これが王権の强力の一因であつたことも否定し得ない。

ることは許されない。制度史的に類似關係が認められても、 されたのであるが、そのこと自體は正當であるにしても、 尤もこの古代性の評價はかつて過大であり、アングロ・サクソン時代に封建制の存在したことが一般にかなり强く主張 社會的發展に於ける大陸との差異を否定し、同樣の社會と考え 直ちにそれぞれのものを同一と解釋するのは危険であろう。

服前のイングランドに私戰禁止令の存在しないことは、國民性にもとづくものか或いは外敵に對する閉鎖性にもとづくも 先に述べた三特權に關するミッタイスの理解も、 との危険に陷つていると思われる。また彼の私戦に闘する見解、 即ち征

私戰は社會がある一定の發達を遂げた時にのみ發生するのではないかという、より本質的

D. C. Douglas, op. cit., in Ec. H. R., vol. IX, 1959, p. 139,

のか不明であるとする考えも、 な疑問を起させるのである。

J. Goetel, op. cit., p. 837. 但しゲーベルはスタブズにならつ ンドに特殊的には、元來分散していたアングロ・サクソン貴 れは前述の如く封建社會の通則であり、 封土の分散をウィリアムの巧みな政策によるものとするが 征服後のイングラ

7

3 2 Aethelstan: 'Aet Greatanleage', Liebermann, I, 150ff 族の所領を、征服の進行に從つて漸次授封したところに由來 することが證されている。

- F. Liebermann, II, 2. Halfte. Gerichtsbarkeit, p. 461 Cf. H. Mitteis. op. cit., p. 159
- 簡單には R. Boutruche, Histoire des Institutions: Moyen Age, dans Rapports de 9e congrès international

5

- 6 Liebermnn, I, 110-113 des sciences histortques, Paris 1950, pp. 424-5.
- J. Goebel, op. cit., pp. 341. 377. 長老たる地位、 Id., II, 2. Halfte, Gerichtsbarkeit, p. 456.
- 4 Aethe stan. 11, Liebermann, I, 182 hlaford の身分の喪失はかかる權利は消滅せしめる。
- 11 10 J. Goebel, op. cit., p. 359.

Ibid., p. 341

- 12 F. Liebermann, III, 203
- 13 H. Mitteis, op. cit., p. 193.
- 14 infangtheofについてはほぼ異論がなく、 sac and SOC
- についてはメイトランド説(Domesday Book and Beyond,

21

ミッタイスはアングロ・サクソン法がゲルマンの Gefolg

Goebel, op. cit., pp. 369-71.

H. Mitteis. op. cit., pp. 192-3, 286. Ibid., pp. 339—378, esp. 377.

Cf. H. M. Cam, op. cit. in E. H. R. vol. xIvii (1932).

J. Goebel, op. cit., p. 386. Liebermann, II, 2. Halfte, Gerichtsbarkeit, 461

例えば Ch. Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 50—51.

Mitteis, op. cit., p. 195.) しかもこのような解釋を脱けられ schaft の段階にとどまつていることを認めながら、(H. なかつたのである。

Tbid. 私戦は古代の feud に由來するものである。しかしそ れは性質を變じ、十世紀に、武裝した部下を率いる領主間の 鬪爭となつた (J. Goebel, op. cit., pp. 125—6.)。